

「非常災害時対応マニュアル」の作成にあたり

この非常災害時対応マニュアルは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で被害を受けた方々を支援するために発足した当協会の震災対策委員会の中で、来るべき首都圏直下型の大地震に備えるためのマニュアル整備の必要性を認識し、今回作成することとなりました。

明日にも起きるかもしれない首都圏直下型の大地震に対して、国や都、区市町村においては、総力を挙げて対応に取り組んでおりますが、当協会も日頃から地震防災対策はもちろんのこと、異常気象がもたらす大規模災害や異常犯罪者によるテロの対応に取り組んでいく必要があります。

非常時においては自分の身は自分で守るのが基本であり、各々の家庭や仕事が優先になることと思いますが、当協会としては各協会員一人一人の力を結集し、非常時であっても都民（地域住民）の利益を目的として協会活動を可能な限り行っていきたいと考えています。もちろん、協会として各会員への協力・支援も行っていきたいと考えています。

災害は避けることはできませんが、事前の準備等対処の仕方により、被害を軽減することができますと言われております。非常災害時における当協会の活動に、本マニュアルが少しでも手助けとなるよう祈念して作成しましたのでどうぞご活用下さい。

平成27年10月1日

東京都医療社会事業協会 震災支援対策委員会

1. はじめに

地震、水害、テロ、その他の災害に対処するため、ここに非常災害時対応マニュアルを定める。本マニュアルは、当協会の会員や資産、活動の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備えるためのものである。当マニュアルを参考にして非常時に的確な対応をすることが求められることから、各会員は、予めこの内容をよく理解しておくよう努める。

2. 当協会事務所について

①防災用品など

当協会事務所では月、火、木、金曜日（10～16時）に事務局員が勤務しており、かつ当協会の活動で協会事務所を使用する機会もあることから、事務所には防災用品が備えてある。非常時にはこれらを使用活用して対応する。備品（ヘルメット、ランタン、保存水、簡易トイレ、軍手、電池、非常食など）は賞味期限など状態確認を年1回行う。

②災害時等における当協会の事務局体制について

当協会では災害時等において協会運営やデータ管理等の支障を最小限に食い止める為に『事務局の機能を麻痺させないこと』、『そこで管理しているデータ等を災害時にも保守および活用ができること』を最重要課題とし、その対策として当協会が会員情報などのデータ管理のシステムなどを業務委託している株式会社エルテクニカ（代表取締役 遠藤宗克）と協定関係を結び、災害等で現事務局が機能できなくなった際には、八王子市内にある株式会社エルテクニカが所有している店舗内のスペース（パソコンおよびプリンター等の設備あり）の提供を受け臨時の事務所をここに構え、事務局の業務をここで遂行することができる。

また、その際は当協会が電話とFAXの専用回線が確保できるまでの間の非常時対応として、株式会社エルテクニカの代表電話とFAXを共用使用できることとなっている。

※株式会社エルテクニカの概要（災害時等の臨時の当協会事務所）

〒192-0063 東京都八王子市元横山町2-9-19

TEL 042-642-3191 FAX 042-642-3190

3. 会員の安否確認

当協会員の安否確認を目的に災害時・連絡シート①（P99）を作成した（裏面に記入例があるので参照）。このシートを利用して、会員は自分の被害状況のみならず、職場の同僚や建物や周辺の被害状況、職場の診療状況、可能な通信手段、必要物品や要望などを協会事務局に連絡する。

4. 会員の業務の支援

当協会員の業務の支援を目的に災害時・受入依頼シート②（P101）を作成した（裏面に記入例があるので参照）。このシートを利用して会員は当協会事務局に情報を送ることにより、この情報が事務局から広く当協会員に発信されることとなり、入院（転院）業務の支援となる。

5. 会員への情報発信、並びに連絡手段

当協会から会員への情報発信に関して、通常の郵送や電話など手段が難しい場合、当協会ホームページ（<http://www.tokyo-msw.com/>）にて行い、且つトップページまたは「**あきらの部屋**」を利用する。